

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年2月2日（平成30年（行個）諮問第11号）

答申日：平成30年6月6日（平成30年度（行個）答申第37号）

事件名：本人に係る特定日付け保有個人情報訂正請求書等の開示決定に関する  
件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙1の2に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月2日付け北海相第150号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、以下の開示を求める。

- (1) 訂正請求書別紙の中の、対応経過、調査結果、回答内容を札幌法務局民事行政部総務課某職員に確認した記述部分を開示してほしい。
- (2) 特定行政相談委員に確認した記述部分を開示してほしい。
- (3) 北海道管区行政評価局特定職員Aに確認した記述部分を開示してほしい。
- (4) 審査請求人（〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。））から特定職員A宛ての電話の内容の記載部分を開示して欲しい。
- (5) 本省行政相談業務室に報告した内容の記載部分を開示してほしい。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書

特定職員Bは特定行政相談委員、札幌法務局某職員に確認した。今後の問い合わせに必要なので、相談対応票に札幌法務局のメールをPDFファイルで添付した。と主張している。

総務省の理由説明書に北海道管区行政評価局で事案処理を行った職員に確認したと記載があるから。

同説明書に月日は不明であるが、審査請求人から担当職員宛てに電話

で「札幌法務局から、通報者からの照会が無い限りは結果を知らせない  
ということは、行政サービス上の観点から好ましくないとして、照会が  
無くても結果を通知することとした」旨の説明があったと記載されてい  
るから。

同説明書に本省行政相談業務室からの照会を受けた際に、特定職員 A  
は上記札幌法務局の新たな対応について報告したと記載があるから。

## (2) 意見書

別紙 2 のとおり。

## 第 3 諮問庁の説明の要旨

### 1 審査請求の経緯

平成 29 年 10 月 6 日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記 2 (1)  
の保有個人情報について開示請求があった。これを受けて、処分庁は、同  
年 11 月 2 日付けで原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月 13 日付けで総務大臣に対  
し行われたものである。

### 2 開示請求の概要

(1) 審査請求人が開示請求を行った保有個人情報は、相談対応票（特定受  
付番号 A）の保有個人情報訂正請求書一式（特定年月日 A 付け）及び当  
該請求に対する決定に係る決裁文書一式である。

(2) 処分庁が原処分において開示することとした保有個人情報は、別紙 1  
の 2 のとおり。

### 3 審査請求の趣旨等

#### (1) 審査請求の趣旨

平成 27 年 12 月 9 日付け北海相第 206 号による不訂正決定を行っ  
た際に保有していた次の個人情報の開示を求める。

ア 保有個人情報訂正請求書の別紙を札幌法務局民事行政部総務課職員  
に確認した記述部分

イ 行政相談委員に確認した記述部分

ウ 北海道管区行政評価局職員に確認した記述部分

エ 審査請求人が北海道管区行政評価局職員に電話した内容の記述部分

オ 本省行政相談業務室に報告した内容の記述部分

#### (2) 審査請求の理由

北海道管区行政評価局の職員が、不訂正決定を行うに当たり、相談対  
応票の内容等について、札幌法務局職員及び行政相談委員に確認したと  
主張している。

また、平成 28 年 3 月 16 日付け総評相第 45 号による情報公開・個  
人情報保護審査会への諮問の理由説明書において、北海道管区行政評価  
局で事案処理を行った職員に確認した旨、審査請求人から北海道管区行

政評価局職員に札幌法務局の対応について電話で説明があった旨及び北海道管区行政評価局から本省行政相談業務室に札幌法務局の新たな対応について報告した旨が記載されている。

#### 4 諮問庁の意見等

##### (1) 諮問庁の意見

ア 当該不訂正決定に係る決裁処理を行った北海道管区行政評価局の当時の職員に照会したところ、札幌法務局職員及び行政相談委員に相談対応票の内容等について確認したとの記述のある文書は、保有しておらず、確認したとの事実も認められなかった。

イ 当該理由説明書において、北海道管区行政評価局で事案処理を行った職員に確認した旨を記載しているが、この確認は、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に際して行ったものであり、当該不訂正決定と時点を異にする。

なお、当該職員に確認した内容は、当該理由説明書に記載したとおりであり、別途の文書は、保有していない。

ウ 札幌法務局の対応について、審査請求人が北海道管区行政評価局職員に電話した内容及び本省行政相談業務室に報告した内容については、当該理由説明書に記載したとおりであり、別途の文書は、保有していない。

##### (2) 結論

以上のとおり、処分庁においては、審査請求人が開示を求めている保有個人情報を保有していないことから、原処分を維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年2月2日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月26日     | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年5月14日   | 審議            |
| ⑤ 同年6月4日    | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙1の2に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定し、原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、平成27年12月9日付け北海相第206号による不訂正決定を行った際に処分庁において保有していたとする

- ① 保有個人情報訂正請求書の別紙を札幌法務局民事行政部総務課職員に

#### 確認した記述部分

- ② 行政相談委員に確認した記述部分
- ③ 北海道管区行政評価局職員に確認した記述部分
- ④ 審査請求人が北海道管区行政評価局職員に電話した内容の記述部分
- ⑤ 本省行政相談業務室に報告した内容の記述部分

に記録された保有個人情報（以下，順に「請求対象保有個人情報1」ないし「請求対象保有個人情報5」という。）の開示を求めているが，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

#### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人が開示を求める請求対象保有個人情報1ないし請求対象保有個人情報5の保有の有無に関する諮問庁の説明の要旨は，要するに別紙3のとおりであるところ，これらの保有個人情報を保有していない旨の諮問庁の説明に不自然，不合理な点はなく，これを覆すに足りる事情も認められず，また，北海道管区行政評価局において，本件対象保有個人情報の外に，開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求につき，本件対象保有個人情報を特定し，開示した決定については，北海道管区行政評価局において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したことは，妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙 1

### 1 本件請求保有個人情報

相談対応票（特定受付番号 A）の保有個人情報訂正請求書一式（特定年月日 A 付け）及び当該請求に対する決定に係る決裁文書一式に記録された保有個人情報

### 2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書 1 保有個人情報訂正請求書（特定年月日 A 付け）及び別紙

文書 2 保有個人情報の訂正を行わない旨の決定に係る電子決裁の起案用紙

文書 3 当該電子決裁に添付されている保有個人情報の訂正を行わない旨の決定通知案

文書 4 当該電子決裁に添付されている保有個人情報訂正請求書（特定年月日 A 付け）及び別紙

文書 5 当該電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号 A）

文書 6 当該電子決裁後に出力，印刷した起案用紙

文書 7 保有個人情報の訂正を行わない旨の決定通知（平成 27 年 12 月 9 日付け北海相第 206 号）写し

## 別紙 2

保有個人情報訂正請求書の趣旨は「相談対応票（以下A）」は事実でないと  
思料するので「総務省行政相談業務室から当方〇〇宛てのメール（以下B）」  
に訂正せよ。である

### 4 諮問庁の意見等 (1) 諮問庁の意見

ア 札幌法務局職員に確認したとの事実も認められなかった。

札幌法務局氏名不詳性別不明職員の回答がAとBで違うので、確認し  
ないと、Aが事実でBが虚偽という結論が出せない。保有個人情報訂正  
請求書を審査せずに訂正しない旨の決定をするはずがないので、文書が  
ある。

イ 行政相談委員に確認したとの事実も認められなかった。

特定職員Aが特定行政相談委員に、札幌法務局が対応を変更した旨回  
答した日にちがA（特定月日A）とB（特定月日B）で違うので、特定  
行政相談委員に確認しないとAが事実でBが虚偽という決定が出せない。  
上記と同様に文書がある。

ウ 特定職員Cが特定職員Aに確認したのは、情報公開・個人情報保護審  
査会への諮問に際して行ったものと主張しているが、不訂正決定の時点  
で、特定職員Bが特定職員Aに確認して訂正しない旨の決裁を受けてい  
る。その部分を開示して欲しい。（不訂正決定時に特定職員Bが特定職  
員Aに確認した。諮問に際して、特定職員Cが特定職員Bからその確認  
した結果の報告を受けているので同じ時点の話である）

開示請求，訂正請求，審査請求の手続は特定職員Bが担当しているの  
で，特定職員Cは特定職員Bと話をしている。特定職員Cは直接特定職  
員Aと話をしていない。特定職員C←→特定職員B←→特定職員A  
注）特定職員Bから，行政相談を担当した職員は，その文書の開示請求  
の事務の担当をしないことになっていると説明があった。当方〇〇は特  
定職員Aと一度も会っていない。

エ 札幌法務局氏名不詳性別不明職員が審査請求人（当方〇〇）に電話し，  
審査請求人（当方〇〇）が特定職員Aに電話し，特定職員Aが特定職員  
Cに報告した内容とBが違うので，当然その文書がないとBが虚偽でA  
が事実という結論は出ない。文書はある。

札幌法務局氏名不詳性別不明職員の回答

平成28年（行個）諮問第52号ではA（一般業務サービスとして調べて伝  
えることができる）が事実である。

平成29年（行個）諮問第143号ではB（法令に規定がないため申立人へ  
の通知を行っていない。）が事実である。

・〇〇は特定職員Dとメール受送信をしていたのに，特定職員Aはなぜ特定

職員Dに照会せず氏名不詳職員に照会したと主張するのか、意味不明である。

・札幌法務局では、回答した記録がない。(特定職員E, 特定職員D, 特定職員Fは回答していない。他の職員が回答した可能性も完全に否定することができないので、記録がない。と回答している。声色を変え電話で性別が分からないようにする職員はいない。特定職員G)

別紙 3（請求対象保有個人情報ごとの諮問庁の説明の要旨）

請求対象保有個人情報	諮問庁の説明
請求対象保有個人情報 1 請求対象保有個人情報 2	<p>当該不訂正決定に係る決裁処理を行った北海道管区行政評価局の当時の職員に照会したところ、札幌法務局職員及び行政相談委員に相談対応票の内容等について確認した事実は認められず、したがって、その旨の記述のある文書は作成しておらず、保有していない。</p>
請求対象保有個人情報 3	<p>当該不訂正決定に係る審査請求の際に情報公開・個人情報保護審査会に提出した理由説明書において、北海道管区行政評価局で事案処理を行った職員に確認した旨を記載しているが、この確認は、同審査会への諮問に際して行ったものであり、当該不訂正決定よりも後である。</p> <p>なお、当該職員に確認した内容は、当該理由説明書に記載したとおりであり、別途の文書は作成しておらず、保有していない。</p>
請求対象保有個人情報 4	<p>札幌法務局の対応について、審査請求人が北海道管区行政評価局職員に電話した内容及び本省行政相談業務室に報告した内容については、当該理由説明書に記載したとおりであり、別途の文書は作成しておらず、保有していない。</p>
請求対象保有個人情報 5	<p>札幌法務局の対応について、審査請求人が北海道管区行政評価局職員に電話した内容及び本省行政相談業務室に報告した内容については、当該理由説明書に記載したとおりであり、別途の文書は作成しておらず、保有していない。</p>